

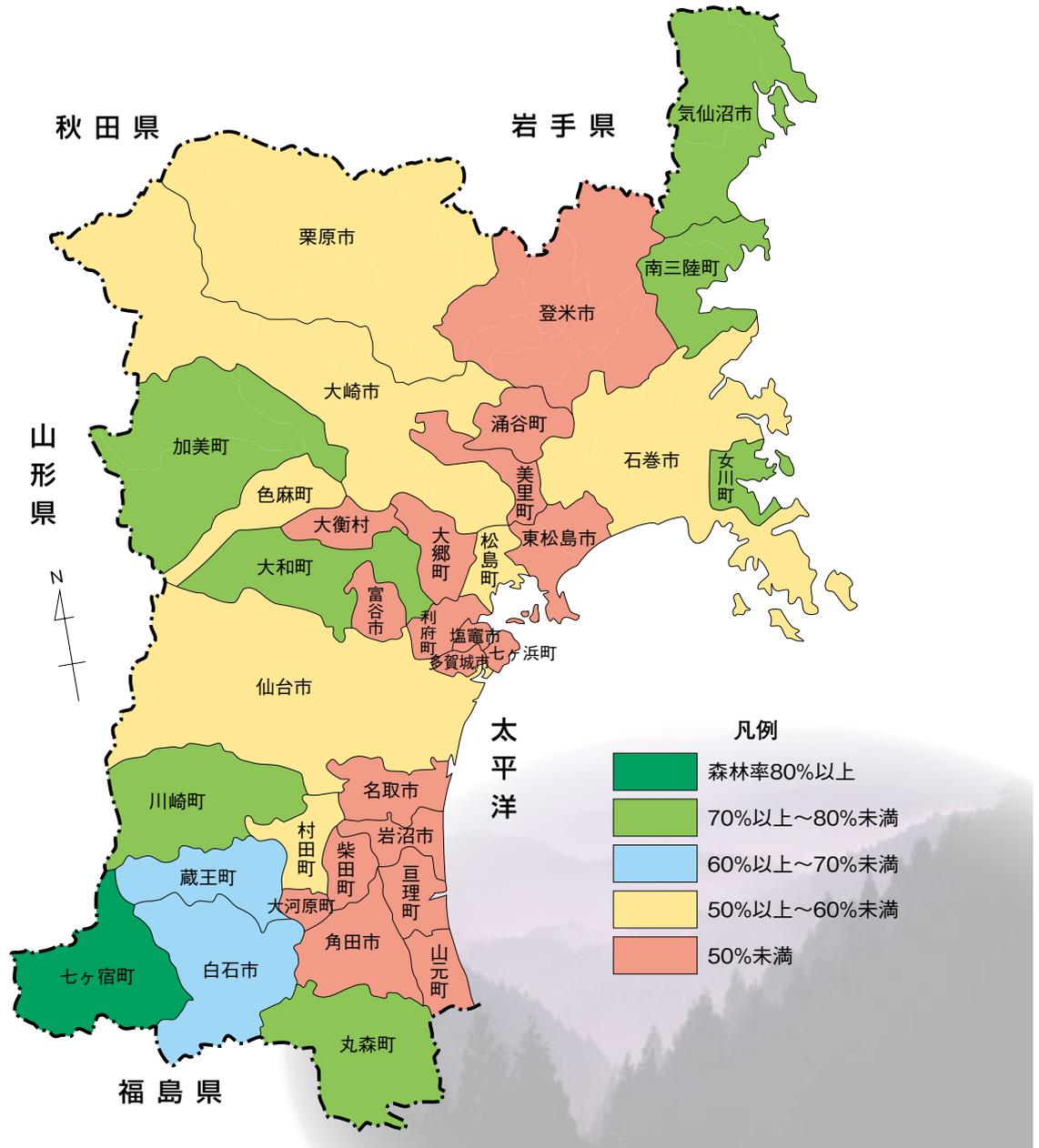




# 宮城県の森林の現況

- 宮城県の森林は約42万haで県土の約6割を占めています。
- 森林の所有形態は、国が保有する「国有林」と個人や地方自治体などが所有する「民有林」に区分され、面積割合は、国有林が3割、民有林が7割となっています。

## ● 市町村別森林率

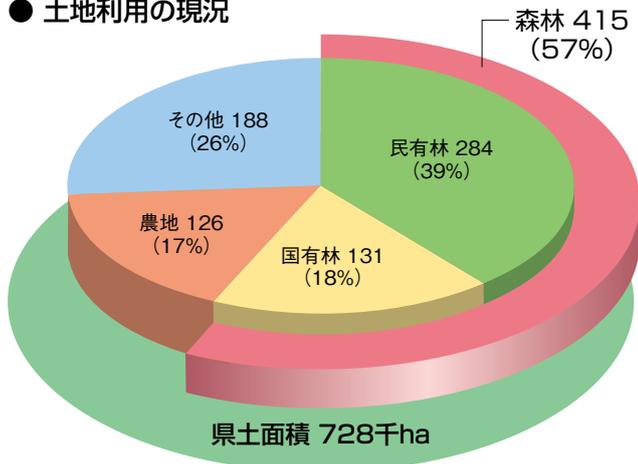


## ● 市町村ベスト10

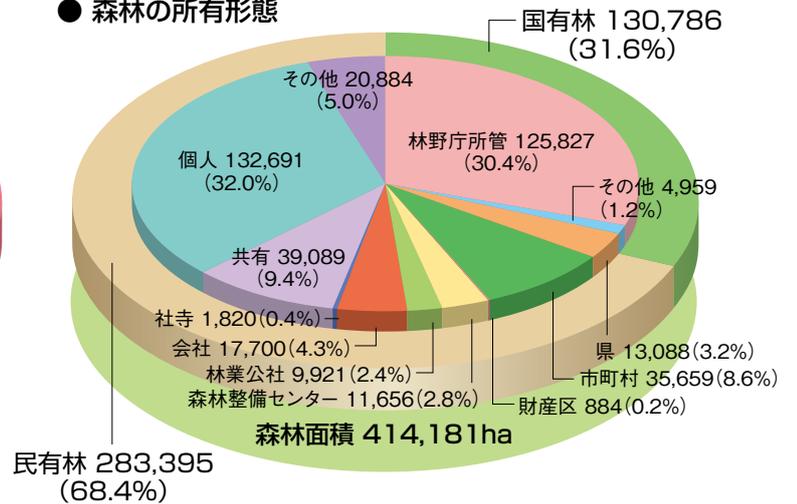
順位	森林面積 (ha)		国有林面積 (ha)		民有林面積 (ha)		民有人工林面積 (ha)		民有人工林材積 (千m <sup>3</sup> )	
1	仙台市	44,960	仙台市	19,546	栗原市	29,967	栗原市	16,862	大崎市	4,954
2	栗原市	44,174	大崎市	18,830	仙台市	25,370	大崎市	13,785	栗原市	4,700
3	大崎市	42,725	加美町	15,364	大崎市	23,856	石巻市	13,655	登米市	4,650
4	加美町	33,588	七ヶ宿町	15,313	石巻市	22,734	登米市	13,276	気仙沼市	4,347
5	石巻市	30,845	栗原市	14,142	登米市	19,393	気仙沼市	12,314	石巻市	4,275
6	七ヶ宿町	24,044	川崎町	8,865	気仙沼市	19,301	加美町	9,449	仙台市	3,031
7	気仙沼市	23,629	石巻市	8,069	加美町	18,211	白石市	8,491	加美町	2,700
8	登米市	22,052	大和町	5,163	丸森町	16,741	仙台市	8,392	南三陸町	2,630
9	川崎町	21,482	白石市	4,267	白石市	15,221	丸森町	8,190	白石市	2,622
10	白石市	19,490	気仙沼市	4,238	川崎町	12,518	南三陸町	6,493	丸森町	2,230

注：森林の現況数値は、令和4年3月31日現在

● 土地利用の現況



● 森林の所有形態



● 森林資源の内容：森林面積の47%が人工林、53%が天然林

区分	比率	面積 (千ha)			材積 (千m³)			
		総数	人工林	天然林等	総数	人工林	天然林	比率
私有林	比率	282.8	149.4	133.4	65,502	47,881	17,241	26%
国有林	比率	125.8	43.7	82.1	22,480	9,608	12,872	57%
計	比率	408.6	193.1	215.5	87,982	57,489	30,113	34%

注：人工林とは、植林などにより人為的に成立した森林。天然林とは、主として天然の力で成立した森林。なお、竹林及び無立木地の面積は天然林に合わせて計上している。  
注：地域森林計画対象私有林及び国有林の地域別の森林計画対象森林の数値であるため、上記円グラフ（土地利用の現況、森林の所有形態）とは一致しない。

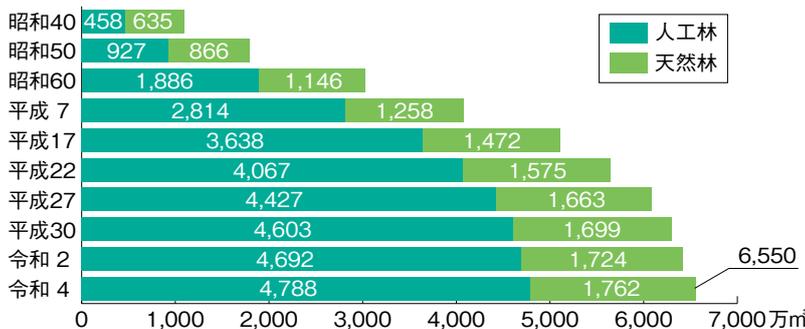
● 地域森林計画対象私有林の樹種別面積：コナラなどの広葉樹が42%、スギが38%を占める

区分	総数	人工林							天然林	天然林			
		スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹	マツ		その他針葉樹	広葉樹	竹林	無立木
面積 (ha)	282,783	106,767	7,540	29,742	3,459	43	1,893	124,120	7,781	255	116,083	1,870	7,349
構成比 (%)	100.0	37.8	2.7	10.5	1.2	0.0	0.7	43.9	2.8	0.1	41.1	0.7	2.6

注：マツはアカマツ及びクロマツの合計

● 成熟している森林資源：材積は昭和40年当時から約6倍（人工林約10倍）に増加  
現在の年間の成長量は約79万m³（人工林64万m³・天然林15万m³）

材積の推移(地域森林計画対象私有林)

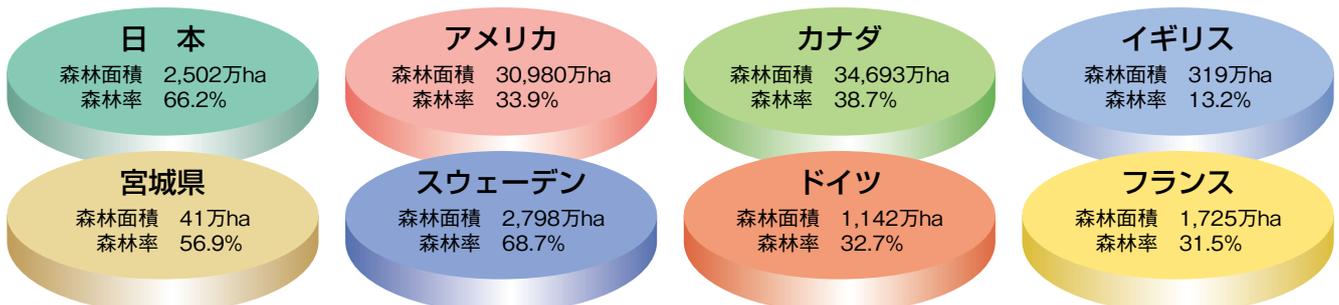


太崎市内(鴨子)のスギ人工林

● 森林が年間79万m³程度成長しているのに対し、木材として使用されるのは69万m³程度

日本は緑豊かな国！

意外と知られていない！

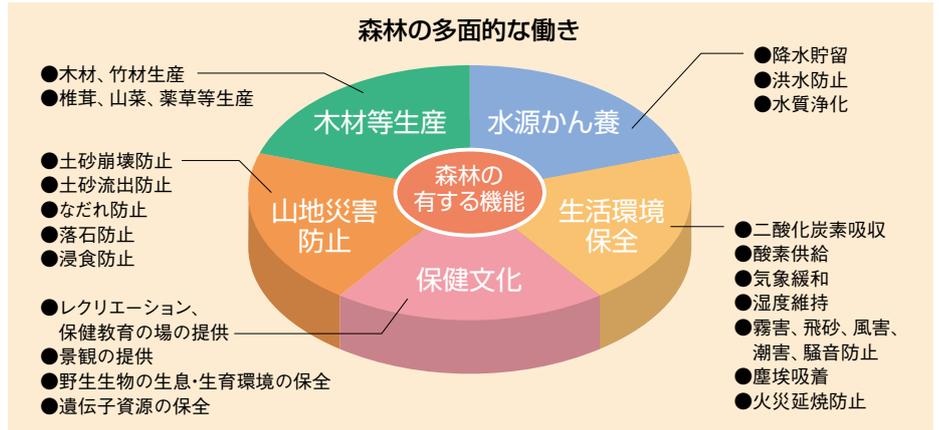


※ 世界の森林面積：40億5,893万ha（森林率31.1%） 資料 林野庁「森林・林業統計要覧2023」(元データはFAO2020)  
FAOの規定する森林の定義：高さ5m以上の樹木(現在、幼木であっても将来高さ5m以上に達すると予想されるものを含む。)で覆われた0.5ha以上の土地で、林地に対する樹冠面積が10%以上のもの



## 2 県民の暮らしを支える森林の働き

- 森林は、木材などの林産物の供給、水資源のかん養、災害の防止をはじめ、自然環境の保全・形成、保健休養の場の提供など、私たちの生活に欠かすことのできない多くの役割を果たしています。
- 特に近年は、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素を吸収・固定する森林の働きが国際的に重要視されています。



### ■ 木材等林産物の供給



木製のおもちゃ



原木しいたけ

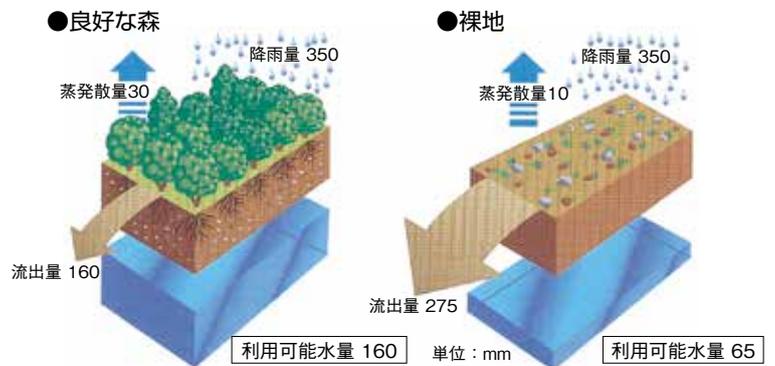
木材をはじめ、きのこ、山菜などを供給します。木材は、建築用のほか、家具、木工芸品、紙などの原材料として利用されます。これらの林産物は山村に暮らす人々の重要な収入源であり、木材産業などの地域の産業振興にも役立っています。また、再生産が可能な循環型資源である木材は、環境に優しく、人の健康や心理面にもよい優れた天然素材であり、積極的な活用が期待されています。

### ■ 水源のかん養

雨や雪をよく吸収し、ゆっくりと流し出すことにより、渇水や洪水を防いでいます。また、清らかで栄養素に富んだ水を安定的に供給し、私たちの生活や産業を支えるとともに、川辺の自然や沿岸の水産資源などを育みます。

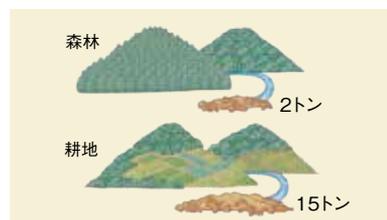
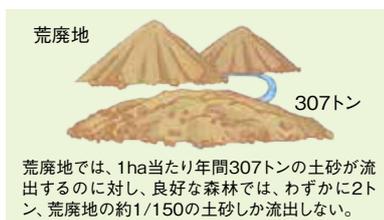


七ヶ宿町の森林と河川

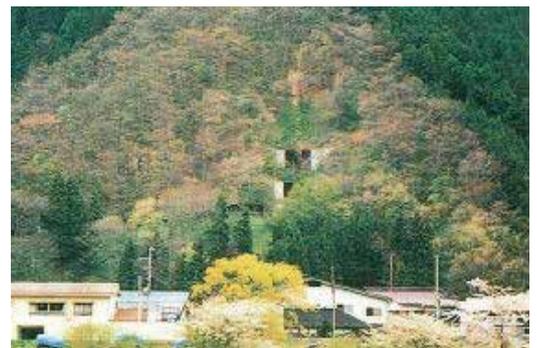


### ■ 山地災害の防止

山の中に張りめぐらされた樹木の根が土壌を押さえ、土砂の崩壊を防いでいます。また、良好な森林は、地表面が下草や落葉・落枝に覆われているため、土壌の浸食や流出を抑制しています。



資料：林野庁監修「日本の森林と林業そこが知りたい」



大崎市鳴子温泉地区の土砂流出防備保安林

## 生活環境の保全

光合成により二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵するとともに、酸素を供給しています。また、周辺地域の気候を和らげ、適度な湿度を保っています。身近に森林があることは、精神的な安らぎをもたらします。

さらに、潮害や風害などから私たちの生活を守っています。



県内の海岸防犯林は、東日本大震災の津波により、大きな被害を受けました。



令和3年度までに植栽が完了し、現在、保育活動を進めています。

## 保健文化的な働き



蔵王野鳥の森



登米市ふれあいの森(森林セラピー基地)

様々な動植物により構成される生態系や優れた景観を形作っています。森林内の大気は、薬理効果のある物質に富んでいるため、野生生物のみならず、私たちにも快適な環境を提供してくれます。

## SDGsと森林

### ● 我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係

- 森林そのものが様々なSDGsに貢献。さらに森林資源・森林空間の利用を通じ、様々なSDGsに貢献。
- これらの利用は、林業・木材産業を通じ、森林の整備・保全に還元されるという大きな循環にもつながっている。



注1：アイコンの下の文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。

2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

資料：林野庁HP

SDGsとは平成26年に国連で採択された「持続可能な開発目標」のことで、持続可能でより良い世界を実現することを目指して、17の目標と169の指標が設定され、全ての国が目標達成のために行動することとされています。

近年、気候変動や自然災害等の課題が世界各地で深刻になる中で、SDGsへの関心が高まっていますが、実は、森林・林業、木材産業は、SDGsの達成に重要な役割を担っています。

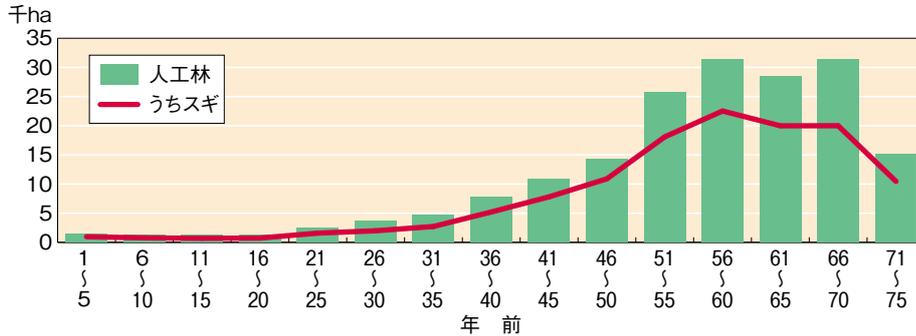
我が国の国土の3分の2を占める森林は、水を育む・気候変動を緩和する・山地災害を防止するなどの多面的機能を持っており、この多面的機能の発揮が様々なSDGsに大いに貢献しています。

さらに、森林を育て、伐採して利用し、また植栽することによる持続可能な大きな循環を作り出すことがSDGsの実現につながっていきます。

# 3 民有林の整備状況

● 荒廃した国土の緑化や旺盛な木材需要に応えるため、昭和20年代から40年代（約50～70年前）にかけて、植林が積極的に進められました。

## ● 宮城県における戦後の植林面積(昭和23年以降)



植林作業

## ● 植林によって育成された森林はどのような年齢構成になっているか

- 木材価格の低迷などによって収穫の時期は延びていますが、収穫の目安となる36年生以上の面積は9割となっています。
- その一方、若い林分が極端に少ないことから、資源の平準化が課題となっています。
- 森林の働きを高め、木材資源を有効に利用しつづけるためには、これまで育成してきた森林の手入れや木材収穫後の植林をしっかりと進めていく必要があります。



近年は、コンテナ苗を活用した低コストな植林作業が注目されています。

## ● 森林の公益的機能の持続的な発揮のためには、再造林やその後の保育作業が重要です。



下刈



除伐



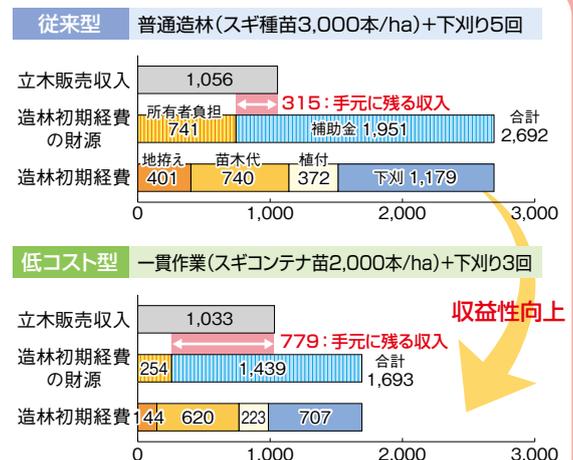
植栽木をシカ食害から守るための防護柵



近年注目されている機械による地寄せ

## ☆ 再造林の推進に向けた取組

- 本県の主伐面積に対する再造林率は、近年、20～30%程度にとどまっており、その要因として、主伐によって得られる収入に対し再造林に要する費用が大きいことが挙げられます。
- そのため、県では、一貫作業や低密度植栽の推進、下刈回数削減・隔年化に加え、高齢級間伐の対象林齢を引き下げるなど、林業の省力化・低コスト化に向けた施業体系を推奨する一方、一定の要件を満たした低コスト化施業に対しては補助率の引き上げを実施しています。
- また、みやぎ環境税を活用した「チャレンジ!みやぎ500万本造林事業」では、事業者の自由な発想による提案型の低コスト再造林の取組を支援しており、大苗の活用による下刈回数の低減や忌避剤の事前散布など、新たな取組が進められています。



収益性向上

● 良質な木材の生産や公益的機能の発揮のためには、適切な間伐も重要になります。

◎ 間伐の効果

- 利用価値の高い木材を生産
- 林内が明るくなり、下草や低木が生育することで土壌の流出を防ぐ
- 水源かん養機能を高める
- 生息・生育する動植物の多様性を高める など

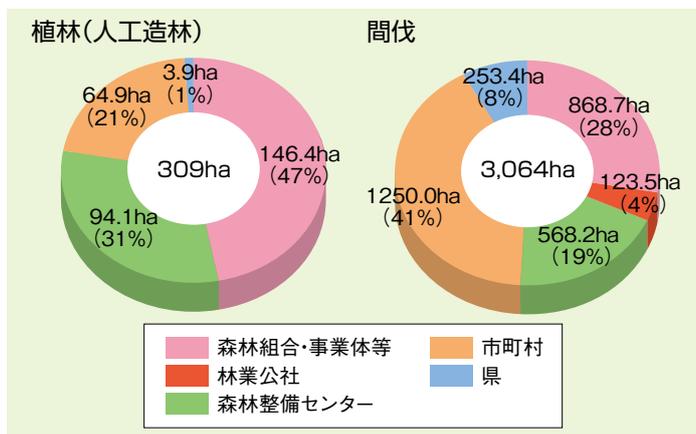


● 最近の森林整備の実施状況(令和4年度実績)

県内の森林整備の大部分は、補助事業を活用する森林組合等の林業事業体や市町村によって取り組まれているほか、(国研)森林研究・整備機構森林整備センターも毎年相当量の森林整備を実施しています。

近年は、人工林の高齢化に伴い間伐から主伐への移行が進みつつあり、直近2年間の人工造林面積は増加傾向にあります。今後、再造林率の更なる向上と森林の若返りに向け、取組を一層推進していく必要があります。

※森林研究・整備機構森林整備センター  
分収方式による水源林整備などを行う国立研究開発法人



● 林道等生産基盤の整備状況

林道・作業道は、効率的な林業経営や森林の維持管理に欠くことのできない施設であるとともに、農山村の生活環境の向上や地域産業の振興に寄与しています。特に作業道については、高性能林業機械の導入による間伐生産の低コスト化に不可欠なものです。

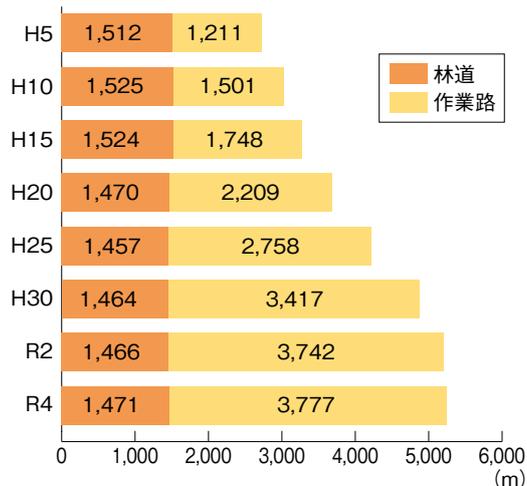
なお、令和4年度末の林内路網密度は、32.1m/haとなっています。

注：林内路網密度とは、森林面積1ha当たりの道路(公道・林道・作業道)の延長。

資料：林道…林業振興課  
作業道…森林整備課



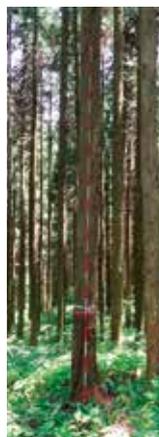
林道女川京ヶ森線



※林道の延長については、市町村道への編入により減少している。

☆ 成長等に優れ、花粉発生が少ない造林樹種の研究

- 県林業技術総合センターでは、花粉発生量の低減と収益性向上を目指し、スギの特定母樹※(≒エリートツリー)の開発を進めており、令和3年度までに4品種が指定されているほか、現在、令和6年度の種子供給に向け、母樹の育成に取り組んでいます。  
※通常のスギと比較して成長が1.5倍早く、雄花の着花量が約50%以下。
- 花粉症が社会問題になっていることを受け、スギ少花粉品種の供給拡大に努めており、令和14年には県内に流通する全てのスギ苗木を「花粉が少ないスギ苗木」に置き換えることとしているほか、花粉が全く発生しない無花粉スギの品種開発にも取り組んでいます。
- 近年、需要が増加しているカラマツについては、採種園の整備や採種用特定母樹の接ぎ木による増殖・育成等に取り組んでおり、1日も早い種苗の供給を目指しています。



特定母樹に指定されたスギ



半閉鎖型採種園における少花粉スギ採種母樹の育成



カラマツ特定母樹の接ぎ木増殖



# 4 林業経営の状況

● 森林整備や木材の供給を担う林業経営は、輸入木材の増加等により材価が低迷しているほか、所有規模が小さいことや林道などの生産基盤の整備が立ち後れていることなどから収益性が低く、生産性の向上が課題となっています。

## ● 林家数・林業経営体数

● 林家・林業経営体とも保有規模が小さいことや、所有している森林の場所の分散が生産性（作業の効率性）の向上をばらばら大きな要因となっています。また、林業は様々な経営体で営まれており、最も多いのが法人化しない経営体（家族経営）で、法人している経営体にも様々な形態があります。

## ● 保有山林面積規模別の林家（森林を所有する世帯）数と保有面積：10ha未満の林家数が9割

区分	保有規模	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100～500ha	500ha～	計
林家数(戸)		8,660	2,860	2,157	1,043	260	196	91	34	4	15,305
	構成比	56.6%	18.7%	14.1%	6.8%	1.7%	1.3%	0.6%	0.2%	0.0%	100%
面積(ha)		13,997	10,141	13,956	13,445	5,917	6,922	5,946	5,816	79,122	155,262
	構成比	9.0%	6.5%	9.0%	8.7%	3.8%	4.5%	3.8%	3.7%	51.0%	100%

## ● 保有山林面積規模別の経営体数：10ha未満の林業経営体数が5割

区分	保有規模	保有山林なし	1～3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100～500ha	500～1000ha	1000ha以上	計
経営体数		16	10	88	107	91	52	46	38	23	6	12	489
	構成比	3.3%	2.0%	18.0%	21.9%	18.6%	10.6%	9.4%	7.8%	4.7%	1.2%	2.5%	100.0%

## ● 組織形態別の経営体：法人化しない経営体が8割

区分	組織別	法人化している経営体						地方公共団体財産区	法人化しない経営体	計	
		農事組合法人	株式会社	その他の会社	農協	森林組合	その他の各種団体				その他の法人
経営体数		1	31	1	1	31	7	6	13	398	489
	構成比	0.2%	6.3%	0.2%	0.2%	6.3%	1.4%	1.2%	2.7%	81.4%	100.0%

資料：2020年農林業センサス

注：林業経営体とは、権限に基づいて育林や伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林の面積が3ha以上の規模の林業又は委託を受けて行う育林若しくは素材生産や立木を購入して行う素材生産の事業を行う者(素材生産は200㎡以上の者に限る。)

## ● 林業産出額(林業粗生産額)

木材価格の低迷などにより、木材生産部門は昭和55年以降大きく減少しています。

きのこ部門は、震災により一時減少したものの、現在は震災前の水準まで回復しています。

[単位：億円]

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成17年	平成22年	平成23年	平成28年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
木材生産 指数	103.31 [100]	151.38 [147]	89.03 [86]	87.70 [85]	65.00 [63]	47.0 [45]	35.2 [34]	28.8 [28]	44.3 [43]	48.2 [47]	49.2 [48]	43.8 [42]	53.4 [52]	76.4 [74]
栽培きのこ類生産 指数	11.73 [100]	23.36 [199]	26.99 [230]	34.96 [298]	24.08 [205]	35.9 [306]	40.3 [344]	25.4 [217]	36.2 [309]	35.7 [304]	35.7 [304]	40.6 [346]	37.9 [323]	35.7 [304]
薪炭生産 指数	2.74 [100]	1.57	0.92 [34]	0.95 [35]	0.80 [29]	0.5 [18]	0.8 [29]	0.6 [22]	0.3 [11]	0.2 [7]	0.3 [11]	0.2 [7]	0.1 [4]	0.1 [4]
林野副産物採取 指数	0.06 [100]		0.15 [250]	0.43 [717]	0.12 [200]	0.0 [0]	0.0 [0]	0.0 [0]	0.1 [167]	0.4 [667]	0.5 [833]	0.4 [667]	0.8 [1,333]	0.5 [833]
合計 指数	117.84 [100]	176.31 [150]	117.09 [99]	124.04 [105]	90.00 [76]	83.4 [71]	76.3 [65]	54.8 [47]	81.0 [69]	84.6 [72]	85.7 [73]	84.9 [72]	92.2 [78]	112.7 [96]

注1：指数は昭和50年を100としたときの比率

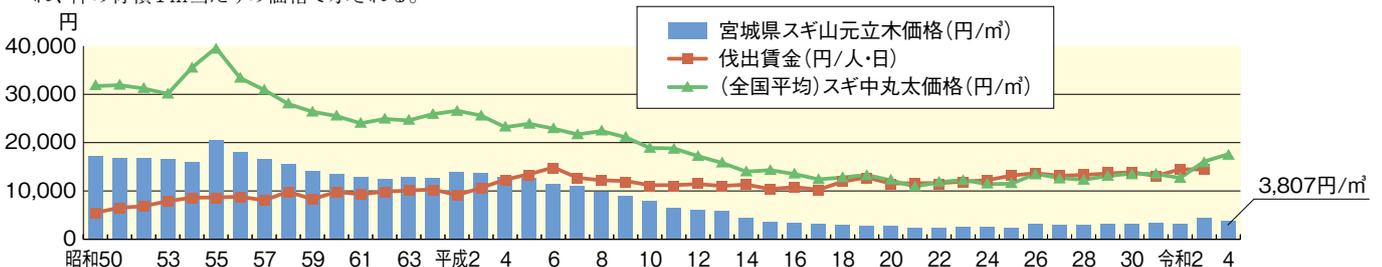
注2：四捨五入の関係で合計値が一致しない場合がある。

資料：農林水産省「生産林業所得統計報告書」

## ● 山元立木価格\*と伐採作業員賃金の推移

昭和55年には約4万円/㎡だったスギ中丸太価格が現在は1万3千円程度にまで低下していることに加え、作業員の賃金が上昇しているため、森林所有者の収入に当たる山元立木価格も昭和55年をピークに低下し続けています。しかし、山元立木価格は平成26年に上昇に転じ、9年ぶりに3千円台に回復、令和3年度には一時4千円台となったものの、令和4年度は再び3千円台となっています。

\* 山元立木価格：立木の状態で樹木の販売価格。一般には、最寄りの丸太の市場価格から、伐採、造材、搬出等の生産諸経費を差し引いて計算され、幹の材積1㎡当たりの価格で示される。



資料：山元立木価格 一般財団法人日本不動産研究所「山林林地及び山元立木価格調

伐採作業員賃金 林野庁「森林・林業統計要覧」(H17までは「伐出業労働賃金」、H18以降は「農村の農外諸賃金(宮城県・伐出)」、スギ中丸太価格 林野庁「森林・林業白書」、木材需給報告書



# 5 林業事業体・林業労働力の状況

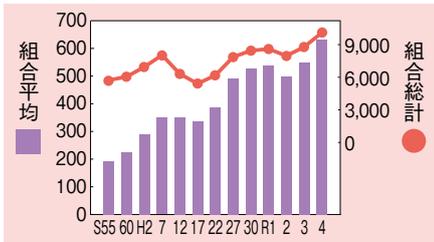
- 林業事業体は、森林所有者から森林整備や木材生産を請け負い、又は委託を受けて作業を実施しています。
- 間伐や収穫時の伐採作業は、技術や機械力を必要とするため、林業事業体が大きな役割を果たします。
- 林業事業体は、大きくは、森林所有者の協同組合である森林組合と民間事業体に区分されます。

## ● 森林組合

令和4年度末現在、16の組合があります。地域の森林整備と森林所有者の所得向上を目指して、広域合併等による経営基盤強化や多角的な事業展開が進められています。

### ● 経済事業取扱高の推移

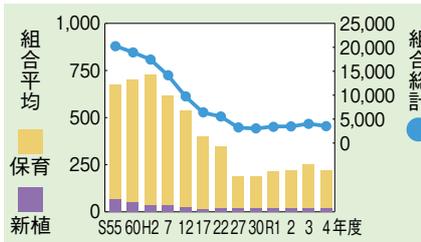
[単位:百万円]



資料：宮城県森林組合統計

### ● 森林造成事業量の推移

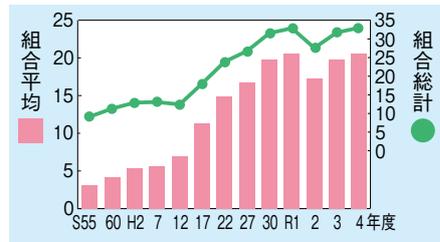
[単位:ha]



資料：宮城県森林組合統計

### ● 木材(丸太)取扱量の推移

[単位:千m]



資料：宮城県森林組合統計

## ● 林業事業体

森林組合を含む県内の林業事業体は令和4年度末現在、97となっています。

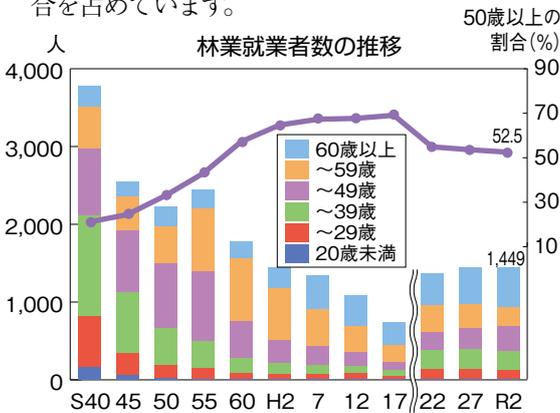
### ● 林業事業体数(令和4年)

事業体	会社	各種団体	その他法人等	個人等	計
事業体数	53	21	6	17	97
構成比	55%	22%	6%	18%	100.0%

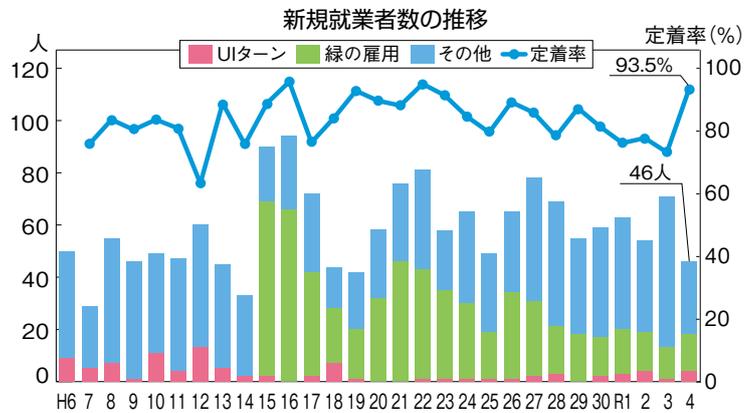
資料：林業振興課業務資料（林野庁「林業労働・経営対策に係る実績調査」）

## ● 林業労働力

- 林業就業者は、長期的に減少傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。
- 新規林業就業者については、年度毎に増減があるものの、ここ数年は50人前後で推移しています。
- 林業就業者を年齢階層別にみると、近年は年齢階層ごとの人数差が縮小し、平準化が進んでいます。
- 就業形態については、林野庁が平成15年度から開始した「緑の雇用」事業が効果を発揮し、新規就業者の大きな割合を占めています。



資料：総務省「国勢調査」  
※平成22年度から集計方法が変更されたため、前回調査結果との連続性はない。



資料：林業振興課業務資料  
※定着率は就業1年後の状況

## ☆ 林業現場の安全性向上の取組

- 県では、林業現場の労働災害を防止し、作業の安全性を向上させるため、国や関連団体等と連携して、林業労働安全に関する知識・技術の向上を図る研修会の開催や安全装備品の普及などに取り組んでいます。
- また、みやぎ森林・林業未来創造カレッジ※では、安全で正確な伐倒技術と新規就業者にも分かりやすいコーチング力の習得を図る「伐倒技術指導者養成研修」を実施しており、各現場で安全教育を推進する指導者の養成を進めています。

### ※「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」とは

県内産業界・地域団体・行政などの主体が連携・協働し設立した「みやぎ森林・林業未来創造機構」が運営し、林業を志望する若者や知識・技術の習得、就業者の技能向上など、多様なニーズに応える、学びと実践の場を提供する研修拠点。



安全講習会の様子



伐倒指導者養成研修の様子



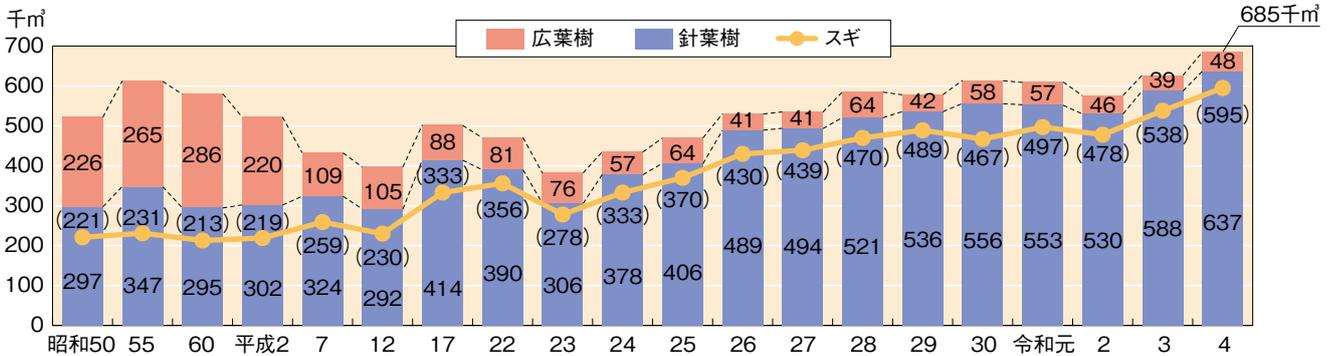
◀◀ みやぎ森林・林業未来創造カレッジHP

# 6 木材の生産・加工・流通

- 丸太生産量は、輸入材との競争や住宅着工数の落ち込みなどにより、生産量は減少傾向にありましたが、合板工場が新たに県産スギ材等を原料に利用するようになった平成12年頃から増加傾向に転じています。
- 震災の影響で一時的に落ち込んだ生産量は、現在は震災前を大きく上回る水準にまで回復しています。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による素材流通の停滞などで生産量・需要量ともに一時減少しましたが、令和3・4年度と2年連続で増加しています。

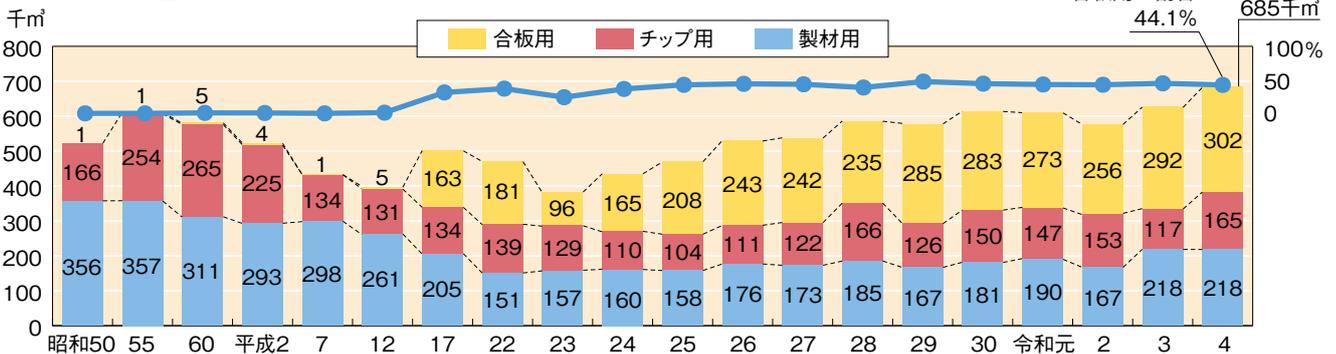
## ● 素材(丸太)の生産量(針葉樹・広葉樹別)

針葉樹の生産量が伸びています。



## ● 素材(丸太)の生産量(用途別)

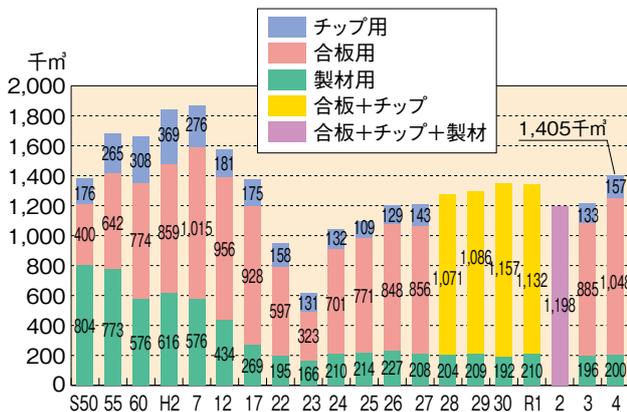
令和4年の用途別割合は、製材用が32%、合板用が44%、チップ用24%となっています。



## ● 素材(丸太)の需要量・供給量

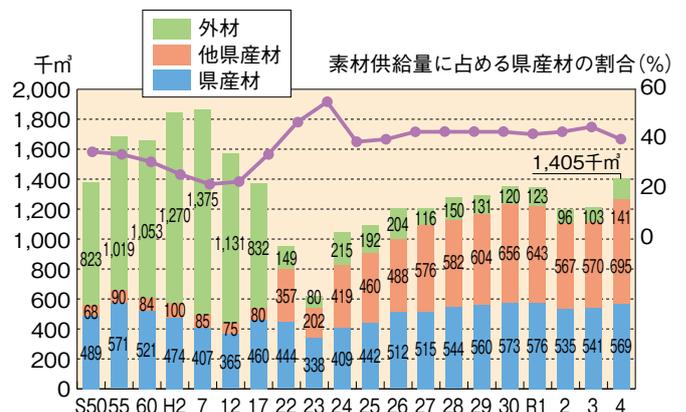
- 国産材を利用する割合が高い製材用の需要は減少傾向にあり、合板用についても、平成7年度をピークに減少傾向にありましたが、震災後は、増加に転じています。
- 輸出国における丸太輸出規制や北洋材丸太の段階的な関税引上げ等の影響により、外材輸入量は減少し、国産材率が上昇・回復しています。県産材率も平成7年度以降回復していましたが、震災後は、需要に対し生産が追いつかないことや、県内需要の約7割を占める合板工場への他県産材移入量の増加(主にカラマツ)等により、県産材率は相対的に低下し、ここ数年は横ばいで推移しています。

素材の用途別需要量の推移



※H28からR1は合板用とチップ用の区分が非公表であったため、合算値としている。  
 ※R2は合板用、チップ用、製材用の区分が非公表であったため、合算値としている。

素材の供給量の内訳の推移



※端数処理の関係で合計値とは一致しない。

## 県内の加工、流通業の概況

### ■ 丸太の流通拠点(原木市場)

宮城県森林組合連合会系統の4市場と民間1市場があり、製材工場などに供給しています。令和4年の市場取扱量は約3万2千m<sup>3</sup>となっており、取扱量は、直送流通の拡大などから、平成12年頃までの2割程度にまで減少しています。



原木市場(大衡総合センター)

### ■ 製材工場

昭和50年代には500以上存在した県内の製材工場数は、現在では74工場まで減少し、中小規模の工場が9割近くを占めています。

その一方で、石巻市や加美町では、大型製材工場も稼働しており、近年は大型工場における生産比率が高くなっています。

製材用動力の出力階層別製材工場数(令和4年末)

小規模工場 7.5~75.0kw		中規模工場 75.0~300kw		大規模工場 300kw~		総数	
46	62%	18	24%	10	14%	74	100%



加美町内の製材工場

### ■ プレカット工場

- 現在、住宅用の木材の供給は、プレカット材が主流になっています。
- 柱、桁などの住宅部材の加工(仕口、継手など)を機械化したプレカット工場が15工場あります。(令和4年度末)
- 平成30年度は石巻の製材工場において新たに特殊プレカット工場が増設され、大型プレカット機械が導入されました。



石巻市内の特殊プレカット工場



LVL製造ライン

### ■ 合板工場

- 石巻市内に合板工場が3社あり、全国有数の生産規模を誇っています。合板の原料は、従来は外材が100%でしたが、加工技術の進歩等に伴い、平成12年度頃より国産材も利用されるようになり、現在は県産スギ材の占める割合が3~4割程度で推移しています。
- 平成20年前後からは、合板と製造工程が類似しているLVL(単板積層材)の製造が始まり、平成28年にはCLT(直交集成板:ページ下囲み記事参照)の製造ラインが新設されるなど、合板工場の形態は多様化しています。



利用が進む県産材合板



石巻市内の合板工場

### ■ チップ工場

- 県内で37工場(うち製材・合板兼業が22工場)が操業しています(令和4年末)。県内生産量は、概ね30万m<sup>3</sup>から40万m<sup>3</sup>の間で推移していましたが、令和4年のチップ生産量は49万5千m<sup>3</sup>(対前年11万5千m<sup>3</sup>増)となっています。

### ■ 製材品市場

- 仙台市及び大衡村に民間の市場があり、県産・県外産の製材品が建築用材として木材販売店などを経て建築現場へ供給されています。年間10万m<sup>3</sup>前後が取引が維持されていましたが、令和4年度取扱量は3万1千m<sup>3</sup>と前年より4千m<sup>3</sup>減少しました。



仙台木材市場

### ☆ CLT普及の取組

CLT建築物増えています!

- CLT(直交集成板=クロス・ラミネイティド・ティンバー)は、ひき板(ラミナ)を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した「厚みのある大きな板」であり、欧米では中層階ビルや大型建築などに用いられています。
- 本県では、産学官が参画する「宮城県CLT等普及推進協議会」と連携を図り、実践研修を通じて技術者の育成に取り組んでいるほか、企画・設計・製造・施工まで「オールみやぎ」の体制づくりを進めています。
- CLTの需要創出とシェアを拡大させるため、オフィスビルなどの民間施設での利用、店舗や倉庫など画一的な建物のユニット化事業等、あらゆる場面でCLTを活用する取組を支援することとしています。



季刊 森林総研No.27 より抜粋



CLTを屋根と床に活用した民間オフィス





# 7 みやぎの森林・林業、木材産業の最近のトピックス

## 海岸防災林の今 ～みやぎグリーンコーストプロジェクトの取組～

- 県では、再生された海岸防災林が人々に親しまれ大切にされる場所となっていくために、「みやぎグリーンコーストプロジェクト」と称した活動を展開し、県民等による森林整備活動の継続、震災の教訓伝承、沿岸地域における交流人口の拡大に向けた取組を進めています。
- その一環として、令和3年度から、県民や企業のCSR担当者の方を対象とした「海岸防災林バスツアー」を開催し、森林整備活動の体験や、周辺集客施設の散策を楽しんでいただいています。
- 参加者の海岸防災林に対する関心は非常に高く、また、周辺集客施設の魅力を再発見していたようです。
- ツアーへの参加をきっかけに、森林整備協定の締結に至った企業もあり、CSRとしての森林整備活動も盛んです。企業の新人教育の場、社内レクリエーションの場、社員と顧客との交流の場として海岸防災林が活用されています。



海岸防災林バスツアー（現地説明）



森林整備活動の体験



周辺集客施設（フルーツ狩り）

## 令和7年秋季に第48回全国育樹祭が本県で初開催！

- 全国育樹祭は継続して森を守り育てることの大切さを全国に発信する緑の祭典です。この祭典では、全国植樹祭で天皇皇后両陛下がお手植えされた樹木を皇族殿下がお手入れする「お手入れ行事」のほか、緑化功労者の表彰等を行う「式典行事」が2日間にわたり開催され、健全で活力ある森林を育て、次世代へ引き継ぐことの大切さを伝える目的があります。
- 本県では「次世代へ みどりのかけ橋 森づくり」を大会テーマに掲げるとともに、下記の3つの柱を開催理念として、持続可能な社会の実現を支える森林づくりを県内外に広げていく大会を目指します。

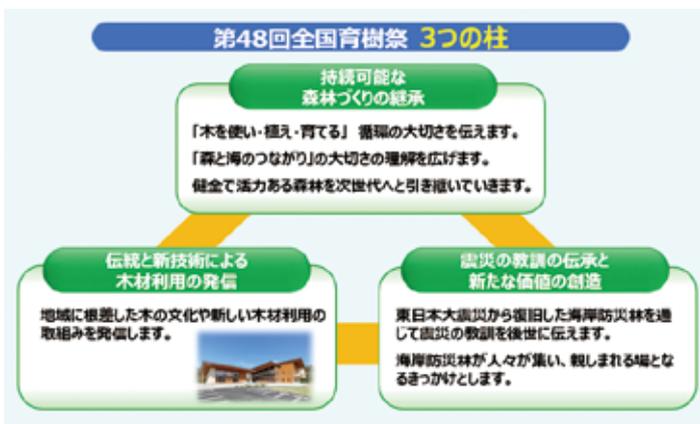
### 第46回全国育樹祭（茨城県）



秋篠宮殿下によるお手入れ



式典行事



みやぎ 2025  
第48回 全国育樹祭  
次世代へ みどりのかけ橋 森づくり



# 8 みやぎ森と緑の県民条例基本計画～「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」～

県では、森林・林業行政の中長期的な指針として、「新みやぎの森林・林業将来ビジョン」を策定し、林業・木材産業の振興と森林の整備・保全に関する各種施策を展開しています。

また、ビジョン策定から5年目を迎えた令和4（2022）年度に、これまでの取組状況を検証するとともに、社会情勢の変化なども踏まえ、本ビジョンの中間見直しを行いました。

なお、このビジョンは「みやぎ森と緑の県民条例」第24条で規定される“基本計画”として位置づけられています。

## 1. 計画期間・目標年度

森林の育成には極めて長い時間を要することから、将来像の実現に向けて、計画期間10年として、取り組むべきことや目標等を設定しました。

**計画期間 平成30(2018)年度から令和9(2027)年度まで**

## 2. 宮城の森林、林業・木材産業が目指す姿

本県の成熟した森林資源や旺盛な木材需要を有する現状や森林の多面的機能の高度発揮による県民の安心・安全な暮らしの実現などの課題を踏まえ、目指す姿を次のとおり掲げています。

### 森林、林業木材産業の目指す姿

“木を使い・植え・育てる”循環の仕組みが定着し、旺盛な木材需要の下で県産材自給率が向上することにより、県内林業・木材産業が活力あふれる循環型産業として成長しています。

また、水源の保全、県土保全や地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能が発揮され、県民が森や木を身近に感じながら安心して暮らせる宮城が実現しています。

## 3. 政策推進の基本方向と12の取組、目標指標

宮城県内の森林、林業・木材産業の情勢及び現状を踏まえ、目指す姿を実現するために、以下の4つの政策に沿って取り組みます。また、政策の有効性や効果を検証するため、20項目の目標指標を設定しています。

※ 目標指標について、当初計画では18項目を設定していましたが、令和4年度の中間見直しにおいて、新たに2項目を追加しました。

### 林業・木材産業の一層の産業力強化

県産木材の生産流通改革や県産木材の新たな需要創出のほか、東北地方最大の消費地仙台を抱えるなど豊富な木材需要を活かし、持続可能な林業経営の推進に取り組み、林業・木材産業のより一層の産業力強化を図ります。

#### 取組1 県産木材の生産流通改革

主な目標指標	策定時現況 2016年度	参考 2022年度	目標 R9(2027)年度
素材生産量 (年間)	586千m <sup>3</sup>	685千m <sup>3</sup>	700千m <sup>3</sup>
経営管理権集積 計画作成市町村数	1市 ※2020年度	9市町	30市町村

#### 取組2 県産木材の需要創出とシェア拡大

#### 取組3 持続可能な林業経営の推進



### 森林の持つ多面的機能のさらなる発揮

森林の持つ多面的機能をより一層発揮させるため、「木を使い、植え、育てる」という森林資源の循環利用を通じた森林の整備や多様性に富む健全な森林づくりを推進し、自然災害に強い県土の保全対策に取り組みます。

#### 取組4 資源の循環利用を通じた森林の整備

#### 取組5 多様性に富む健全な森林づくりの推進

#### 取組6 自然災害に強い県土の保全対策

主な目標指標	策定時現況 2016年度	参考 2022年度	目標 R9(2027)年度
植栽面積 (年間)	216ha	309ha	400ha



### 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成

林業・木材産業の産業力強化と森林の多面的機能発揮を図るため、経営感覚に優れた経営者や林業従事者の育成を図るほか、地域間や産業間の連携により、地域産業の育成、森林の保全や循環型産業としての林業・木材産業の重要性に対する県民理解の醸成に取り組みます。

#### 取組7 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成

#### 取組8 地域・産業間の連携による地域産業の育成

#### 取組9 新たな森林、林業・木材産業関連技術の開発・改良

#### 取組10 森林、林業・木材産業に対する県民理解の醸成

主な目標指標	策定時現況 2016年度	参考 2023年度	目標 R9(2027)年度
新規林業就業者数 (年間)	54人	43人	100人
特用林産物産出額 (年間)	36億円	36億円 ※2022年度	46億円



### 東日本大震災からの復興と発展

海岸防災林のクロマツ等の保育・管理の取組のほか、特用林産物の原発事故に伴う出荷制限の解除や、原木しいたけ等の生産回復などに取り組みます。また、地域資源を最大限に活用し、震災を契機とした地域産業の活性化や地域づくりなどに取り組みます。

#### 取組11 海岸防災林の再生と特用林産物の復興

#### 取組12 地域資源をフル活用した震災復興と発展

主な目標指標	策定時現況 2016年度	参考 2022年度	目標 R9(2027)年度
海岸防災林(民有林)保育面積 (累計)	12ha ※2021年度	29ha	753ha
原木きのこ出荷制限(自粛)解除 生産者数		31人	59人



目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条—第23条）

第3章 推進体制の整備等（第24条—第28条）

附則

本県には、東北地方を縦貫する奥羽山脈に連なる、栗駒山、船形山、蔵王連峰などがある。これらの雄大な山々や、日本三景の一つである松島、三陸復興国立公園をはじめとする海岸線の松林など、緑あふれる豊かな森林は、四季折々の魅力ある美しい風土を形成してきた。

また、森林は、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化を防止するとともに、土砂災害や洪水の防止など県土を保全し、水源を涵養し、河川、湖沼から海に至るまで多種・多様な動植物の生育及び生息の場を提供してきたほか、県民の憩いの場でもあり、極めて貴重な多面的機能を有している。

さらに、先人によって拓かれ、育てられてきた森林から、木を切り出し、木材の供給などを行ってきた人々の活躍は、林業及び木材産業を盛んにし、私たちが豊かに暮らせる社会の実現に大きく寄与してきた。

しかし、近年の山村地域における過疎化・高齢化の進行や長期的な木材価格の低迷などにより、林業及び木材産業をめぐる経営環境は厳しい状態が続いている。これらの産業の振興を図るためには、幾世代にもわたり循環利用が可能な森林資源の再生産体制の構築が必要である。

私たちは、循環型社会の形成と持続的な地域社会の発展に向けて、社会全体の共通財産である森林からもたらされる様々な恩恵について再認識するとともに、先人達が守り、育ててきた森林を次世代へと引き継ぎ、それを担う人材の育成に取り組んでいかなければならない。

ここに、県、市町村、森林所有者、森林組合等の林業事業者、県民及び関係事業者等が相互に連携及び協力しながら、それぞれの役割と責務に基づいて、本県の森林づくり並びに林業及び木材産業の将来にわたる振興に努めていくことを宣言し、その方策を広く明らかにするためにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興について、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係者の役割等を明らかにするとともに、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展を促進し、もって循環型社会の形成並びに県の経済及び地域を活性化することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林の有する多面的機能 森林の有する県土の保全、水源の涵（かん）養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能をいう。
- (2) 県産材 県内で生産された木材をいう。
- (3) 森林所有者 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- (4) 林業事業者 造林、保育、伐採その他の森林における施策（以下「森林施策」という。）を行う者をいう。
- (5) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (6) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (7) 木質バイオマス 動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）のうち木に由来するものをいう。
- (8) 直交集成板 ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品をいう。
- (9) セルロースナノファイバー 木材等の植物細胞の細胞壁を形成している主な成分であるセルロースを、ナノ単位まで細かく解きほぐした繊維状の物質をいう。
- (10) 国際森林認証制度 国際的な森林認証を行う第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づ

き、持続可能な森林経営が行われている森林又は当該森林の経営組織等を認証する制度をいう。

（基本理念）

第3条 森林づくり並びに林業及び木材産業の振興は、県土及び自然環境の保全等の多面的機能を有する森林が、県民生活にとって次世代へ継承すべき貴重な財産であるとともに、林業及び木材産業が循環型社会の形成及び地域社会の持続的な発展に重要な役割を担っていることに鑑み、将来にわたり継続的に推進されなければならない。

2 森林づくり並びに林業及び木材産業の振興は、森林の整備及び保全が持続的に行われるよう、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興を担う人材の育成を図ることにより推進されなければならない。

3 森林づくり並びに林業及び木材産業の振興は、県、市町村、森林所有者、森林組合等の林業事業者、県民及び関係事業者等の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、継続的に推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）ののっとり、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、県民及び県内の事業者（以下「県民等」という。）との協働に努めるとともに、国、市町村、近隣の県その他の地方公共団体及び関係者と緊密な連携を図らなければならない。

（市町村の責務と役割）

第5条 市町村は、基本理念ののっとり、県、森林所有者、森林組合等の林業事業者及び関係事業者等と連携し、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興を積極的に図るよう努めるとともに、森林所有者、森林組合等の林業事業者及び関係事業者等に対し、必要な助言又は支援を行うよう努めるものとする。

（森林所有者の責務と役割）

第6条 森林所有者は、県が実施する施策に協力するとともに、基本理念ののっとり、自らの所有する森林の多面的機能が周辺の住民はもとより広く県民等に様々な影響を与えることを自覚し、伐採後、計画的に植える、育てる、使う、植えるという資源の循環利用を通じた森林の適正な整備及び保全に努めるものとする。

（森林組合等の林業事業者の役割）

第7条 森林組合等の林業事業者は、県が実施する施策に協力するとともに、基本理念ののっとり、地域における森林経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、県産材の安定供給の推進その他の林業の振興に努めるものとする。

（木材産業事業者の役割）

第8条 木材産業事業者は、県が実施する施策に協力するとともに、基本理念ののっとり、事業活動における県産材の有効利用及び県産材製品（県産材を用いた製品をいう。以下同じ。）の安定供給の推進、県産材の新たな用途開発その他の木材産業の振興に努めるものとする。

（建築関係事業者の役割）

第9条 建築関係事業者は、県が実施する施策に協力するとともに、基本理念ののっとり、事業活動を通じて、県産材に係る知識の習得、県産材の積極的な利用及び普及並びに木造建築技術の継承及び一層の向上に努めるものとする。

（県民等の役割）

第10条 県民等は、県が実施する施策に協力するとともに、基本理念ののっとり、森林の有する多面的機能の重要性について理解を深め、日常生活及び事業活動を通じて、森林保全及び県産材の積極的な利用に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（森林の適正な整備及び保全）

第11条 県は、森林の有する多面的機能の向上を図るため、市町村と連携して、伐採後、計画的に植える、育てる、使う、植えるという資源の循環利用の促進並びに森林の現況の把握及び森林の境界の明確化による森林の管理体制の整備、山地災害の防止、森林の適正な保全を図るために必要な規制その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、森林所有者及び森林組合等の林業事業者が適切かつ効率的

な森林施業を行うことができるよう、市町村と連携して、森林経営計画（森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。）の作成への支援、必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県産材の利用の促進）

第12条 県は、県産材の利用を促進するため、品質及び性能に優れた県産材製品等の普及の推進、公共建築物（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する公共建築物をいう。）及び公共工事における県産材の利用の促進、県産材を使用する住宅等の建設の促進、県産材の利用の促進に関する情報の提供を行うとともに、合法伐採木材（法令（条例及び外国の法令を含む。）に適合して伐採された樹木を材料とする木材をいう。）の流通及び利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県産材の安定供給の推進）

第13条 県は、県産材の安定供給を推進するため、森林施業の集約化及び合理化の促進、高性能林業機械の導入への支援、林道及び作業道等の路網の計画的な整備、自伐林家（主に自らが所有する森林において、自ら森林施業を行う者をいう。）の育成及びその取組への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（加工流通体制の整備）

第14条 県は、県産材の加工流通体制の整備を推進するため、木材の加工施設及び流通施設の整備並びに生産性の向上への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（森林資源の有効活用の促進）

第15条 県は、木質バイオマスの利活用を促進するため、木質バイオマスの加工及び利用に係る施設の整備への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産材の新たな需要の創出を図るため、直交集成板、セルロースナノファイバー等の新素材等の研究開発及び普及並びに新分野における利用を推進するための情報収集及び情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際森林認証の取得等の推進）

第16条 県は、持続可能な社会を実現するため、県有林における国際森林認証制度による認証の取得に努めるとともに、林業事業者等に対する当該認証の取得等への支援、認証材（国際森林認証制度により認証された森林から産出される木材をいう。）を使用した製品の開発及び普及の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県産材製品等の販売及び輸出の促進）

第17条 県は、県産材及び県産材製品の販路を拡大するため、森林組合等の林業事業者及び木材産業事業者が行う販売及び輸出の促進への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第18条 県は、林業及び木材産業の経営を担う人材又は地域の中核的な役割を担う人材を育成するため、市町村、森林組合等の林業事業者及び木材産業事業者と連携し、林業の魅力の発信、森林及び林業に係る教育並びに林業技術及び森林経営に係る研修等の実施及び充実、就労支援、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（特用林産物の振興等）

第19条 県は、特用林産物（森林原野を起源とする生産物のうち、一般に用いられる木材を除いたものをいう。）の振興を図るため、生産体制の強化、新たな販路及び需要の開拓その他の必要な施策を講ずるものとする。

（魅力ある地域づくりの促進）

第20条 県は、森林資源を活用した魅力ある地域づくりを促進するため、森林資源を活用した都市と農山漁村との間の交流、山村地域における就業機会の確保への支援、森林資源に関する地域文化の継承、県産材を利用した木造建築物による景観の形成並びに森林の良好な景観及び癒しの効果等の観光資源としての活用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進及びその成果の普及）

第21条 県は、森林づくり並びに林業及び木材産業に関する技術の向上を図るため、国、大学、民間企業その他の研究機関と連携した研究開発の推進、その成果の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産材製品及び県産材の加工技術の開発を促進するため、新たな製品及び加工技術に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（森林所有者の意欲の高揚）

第22条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民等の参加及び理解の促進）

第23条 県は、森林づくりに関する取組への県民等の参加を促進するため、森林づくりに親しむための機会の提供等により森林づくりに対する県民等の意識の高揚に努めるとともに、県民等が行う森林づくりのための活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、森林の有する多面的機能及び木材の利用の意義についての県民等の理解及び関心を深めるため、森林に関する情報の提供、森林に関する学習機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、森林づくり及び県産材の積極的な利用についての県民総参加の意識の醸成を目的として、森林づくり月間及び県産材利用推進月間を設けるものとする。

4 県は、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関し特に功績があると認められる者に対し、表彰その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 推進体制の整備等

（基本計画の策定）

第24条 知事は、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する主要な目標
- (2) 森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する方針
- (3) 森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、産業振興審議会条例（平成12年宮城県条例第109号）第1条第1項に規定する宮城県産業振興審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（推進体制の整備）

第25条 県は、県、市町村、森林所有者、森林組合等の林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民等が意見を交換し、相互に協力することができる体制の整備に努めるものとする。

（市町村との連携協力）

第26条 県は、市町村が森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する施策を実施することができるよう支援するため、市町村と連携協力するとともに、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（議会への報告等）

第27条 知事は、毎年度、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する県の施策の実施状況等を議会に報告するとともに、公表するものとする。

（財政上の措置）

第28条 県は、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際に策定されている森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する県の計画であって、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものであるものは、第24条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則（令和3年条例第71号）

この条例は、公布の日から施行する。



【知事賞】低学年の部  
もりのピアノ



【知事賞】中学年の部  
木にとまるトンボ



【知事賞】高学年の部  
イヌワシの親子



【教育長賞】中学年の部  
ようせいたちのたん生日



【教育長賞】高学年の部  
豊かな海の中には…

### 「みやぎの木づかい運動」 第15回（令和4年度）みやぎ児童・生徒「木工工作」コンクール



◆「木づかい運動」とは、行政、NPO、関係団体等と連携し、国産材を使って森を育てる全国的な取組です。  
◆本県では、「みやぎの木づかい運動」として平成18年から取り組んでおり、

①木工工作コンクール ②県産材利用功労者表彰 ③NPO法人、企業等と連携した利用推進活動

などを通じて県産材の利用を促進しています。

### 「みやぎ環境税」を活用した取組

宮城県の豊かな自然を守り、次の世代へ引き継いでいくため、「①脱炭素社会の推進」「②森林の保全及び機能強化」「③気候変動の影響への適応」「④生物多様性、自然・海洋環境の保全」「⑤地域循環共生圏形成のための人材の充実」の5つの視点に基づいた様々な事業を展開しています。

#### ■ 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業

→県内の一戸建て住宅の木造化や優良みやぎ材の安定供給を進めています。



#### ■ チャレンジ!みやぎ500万本造林事業

→低コストな再造林や花粉の少ないスギ種子供給体制の整備を進めています。



#### ■ 温暖化防止間伐推進事業

→若齢林や生育不良林等の間伐を進めています。



#### ■ マツ林景観保全事業

→ドローンを活用した植栽等により、マツ林の再生を進めています。



※ ほかに様々な事業を実施しています。

### 全国から見た宮城県の森林・林業・木材産業

項目	宮城県	全国シェア	全国順位	全国	ベスト5				
					1位	2位	3位	4位	5位
森林面積[R4.3.31] (千ha)	414	1.7%	22	25,025	北海道 5,536	岩手 1,169	長野 1,067	福島 972	岐阜 861
うち人工林 (千ha)	194	1.9%	20	10,093	北海道 1,456	岩手 482	長野 443	秋田 407	高知 387
うちスギ (千ha)	131	3.0%	14	4,411	秋田 364	宮崎 224	岩手 197	青森 193	福島 183
素材生産量[R4] (千m <sup>3</sup> )	685	3.1%	10	22,082	北海道 3,335	宮崎 2,031	岩手 1,461	秋田 1,223	大分 1,198
うちスギ (千m <sup>3</sup> )	595	4.5%	8	13,238	宮崎 1,878	秋田 1,112	大分 1,018	青森 827	岩手 788
高性能林業機械保有台数[R3] (台)	283	2.5%	16	11,273	北海道 980	宮崎 752	秋田 558	熊本 492	長野 462
木材(丸太)需要量[R4] (千m <sup>3</sup> )	1,405	5.4%	5	25,954	北海道 2,983	広島 1,936	宮崎 1,901	秋田 1,456	宮城 1,405
国産材 (千m <sup>3</sup> )	1,264	5.7%	4	22,082	北海道 2,951	宮崎 1,894	秋田 1,456	宮城 1,264	岩手 1,204
外材 (千m <sup>3</sup> )	141	3.6%	3	3,872	広島 1,495	茨城 1,064	宮城 141	山口 136	愛媛 122
製材工場数[R4] (工場)	74	1.9%	25	3,804	三重 166	岐阜 163	北海道 155	静岡 144	新潟 137
新設住宅着工戸数[R5] (千戸)	16	2.0%	13	820	東京 128	大阪 69	神奈川 68	愛知 55	埼玉 53

資料：林野庁「森林資源の現況」、木材需給報告書、住宅着工統計、林野庁業務資料



●お問い合わせ先●

### 宮城県水産林政部林業振興課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 電話022-211-2911  
ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/>  
E-mail: [rinsins@pref.miyagi.lg.jp](mailto:rinsins@pref.miyagi.lg.jp)



※引用資料：表記したもののほかは、県資料による  
この印刷物は1,500部作成し、1部当たりの印刷単価は118円です。  
(令和6年3月発行)